

議案第67号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正について

次のとおり公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(粗暴行為の禁止)</p> <p>第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、<u>多数でうろつき、又はたむろして、</u> <u>通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、</u> <u>すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。</u></p>	<p>(粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止)</p> <p>第2条 何人も、<u>婦女に対し</u>、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、<u>婦女を著しくしゅう</u> <u>恥させ、又は婦女に不安を覚えさせるような卑わいな言動をし</u> <u>てはならない。</u></p> <p>2 <u>何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数でうろ</u> <u>つき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、</u> <u>いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をし</u> <u>てはならない。</u></p>

2 略

(卑わいな行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくは録画すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態にある人の姿態を撮影し、又は録画してはならない。

(不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止)

3 略

(不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止)

第4条 略

(押売行為等の禁止)

第5条 略

(景品買い行為の禁止)

第6条 略

(不当な客引行為の禁止)

第7条 略

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第8条 略

(罰則)

第9条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第7条までの規定のいずれかに違反し

第3条 略

(押売行為等の禁止)

第4条 略

(景品買い行為の禁止)

第5条 略

(不当な客引行為の禁止)

第6条 略

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第7条 略

(罰則)

第8条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、

5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第6条までの規定のいずれかに違反し

た者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

た者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。